

学位申請論文の審査結果の要旨

本審査委員会（以下、「委員会」）は、京都府立大学学位規程 12 条に基づいて以下のとおり審査の内容を研究科会議に報告する。

【評価】

1. 論文の概要については、別添の「学位論文の要旨」を参照していただきたい。
2. 論文の特徴として、次の 2 点を指摘することができる。
 - ①今日、日本では、労働力不足を背景に外国人労働者の受入れ拡大が急速に進められており、外国人の出入国・在留管理の在り方に、社会的関心が高まっている。論文は、まさに、この問題を論じるものであり、日本が直面している外国人受入れ政策の立案にあたって、多くの示唆を与えるものである。
 - ②論文は、出入国管理行政においては国に広範な裁量があるとし、それを前提として、論旨を展開している。国の広範な裁量の枠内での研究であることを自覚し、それを意識的に行っているものは、先行研究に例を見ないと言っても過言ではない。こうした特徴は、田中氏の経歴と深くかかわっていると考えられる。田中氏は、法務省の職員として、15 年近くに渡り、出入国管理の実務に従事しており、実務を通じて得た問題意識に基づいて研究を深め、論文を完成させた。国の広範な裁量を前提とする研究は、実務家としての田中氏の研究姿勢、すなわち、現実を直視し、現実には及ぼす影響力を重視する姿勢に由来すると考えられる。
3. 論文の優れている点は、以下の点である。
 - ①出入国管理の実務に従事する中で培った経験と知識、問題意識に基づき、現場の状況を見据えた上で、有用な政策提言を行っていること。
 - ②日本の出入国管理行政を歴史的に検証し、「朝鮮人の日本国籍を喪失させた措置」（第 2 章）、「世界同時不況時に日系人の再入国を認めない措置」（第 3 章）、「不法滞在者に対する措置」（第 4 章）について問題点を明らかにし、具体的な改善提案を行っている点。
 - ③日系人受入れ制度の政策立案過程について、元法務省高官へのインタビューを通じて政策立案の意図を明らかにしていること、などである。
4. 論文の課題は、次のとおりである。
 - ①論文で用いられている「国益」の概念について、意味内容を吟味する必要がある。
 - ②田中氏自身が公開審査会の報告において述べていたように、田中氏の問題意識の延長線上の課題として、「短絡的な国益追及がどのようにして意思決定されるのか」を実証的に明らかにしていく必要がある。
 - ③公開審査会でも指摘があった、諸外国の出入国管理制度と日本のそれとの比較を通じて、日本の制度の「在り方」を検討する必要がある。
 - ④人権保障を倫理的な問題として扱うのではなく、法的な問題として捉え、国の広範な裁量との関係を考察する必要がある、などである。

【公開審査会の状況】

2 月 27 日（水）午後 2 時 30 分から 4 時 20 分まで、本学第 5 講義室にて公開審査会が行

われた。

ア) 最初に、司会（中島委員）が審査会の進め方等について説明を行い、続いて、田中氏がパワーポイントおよび配布資料に基づき約 45 分間の報告を行った。報告は、①問題の所在、②研究の視点、③研究方法、④研究結果、⑤今後の課題という 5 つの項目について、順々に行われた。

イ) 桂委員のコメントと質問、質問に対する回答

その後、まず、桂委員が論文についてのコメントと質問を行い、田中氏が質問に答えた。

[コメント] コメントは次のとおりである。

①入国管理の実務に従事することを通じて得た知識・経験と問題意識に基づいて、法学的な検討と実態分析から出入国管理行政の問題点を明確化し、外国人受入れの在り方に関して現場の問題に即した提案をしている。

②論文の特長は、a. 過去の問題事例の検討による歴史的なアプローチを一部採用していること、b. 不法滞在と労働者保護に関連する政策決定プロセスを元法務省高官へのインタビューなども交えながら明らかにしていること、c. 退去強制手続による外国人の長期収容に対する基本的人権の問題について法的側面からの詳細な検討を行っていること、d. それらの問題に対し具体的な改善提案を行っていること、などであり、これらから、本論文のオリジナリティは高いと評価する。

[質問と回答] 質問と回答の要旨は、以下の通りであった。

質問① 論文で繰り返し述べられている「国益」とは一体何か。

回答：論文中で、先行研究から引用した「自国の存立を維持し、自国及び自国民の利益を保持、擁護すること」という定義が比較的妥当であると考えている。論文で留意したのは、人権はできるだけ保障されるのが良く、内外人平等もさらに進むのが良いと考えるものの、地球上に主権を有する国家が数多く存在し、競合的關係にあるという現実を踏まえなければ、出入国管理を考察するにあたり、核心に触れないものになってしまう、ということである。

質問② 出入国管理に係る「広範な裁量」が是認される範囲についてどう考えるか。

回答： 出入国管理一般に認められる裁量権の範囲は、一般論としての裁量権の逸脱・濫用となる範囲に加え、入管法に法務大臣が判断する旨規定されている趣旨などからして、比較的広範に認められると考える。

質問③ 田中氏は、退去強制手続による長期収容が人権の観点から問題であることを認めつつ、「秩序を乱す事案」への対策として保安上問題のある被収容者の自由をこれまで以上に制限するという提案をしているが、人権侵害をさらに深刻化させるのではないか。

回答： 提案は、①問題ある被収容者をそうではない被収容者から分離すること、②危険に応じた自由の少ない、かつ、保安上支障のない状態が実現できる堅牢な施設への移送であり、非人道的なものではない。送還できないことが長期収容の温床になっていることは事実であるので、送還を促進することが政策の一般方針として定められるべきである。

質問④ 収容施設の在り方として、「日本弁護士連合会のイギリスにおける、より自由の多い収容施設に係る研究は、一考に値する」（論文 133 頁）としているが、論文の中で、その内容は検討されていない。検討することが有益ではなかったか。

回答：確かに、イギリスの収容施設の検討は有益であったと思われる。しかし、それを

詳述すると論文の焦点が定まらなくなるため、取り上げなかった。

質問⑤ 「違法ではないが不当な措置」はどうすれば回避できると考えるか。

回答:「短絡的な国益追及がどのようにして意思決定されていくのか」を掘り下げて研究していくことで、回避する方法も明らかになっていくのではないかと考えている。

ウ) 川勝委員のコメントと質問、質問に対する回答

続いて、川勝委員が論文についてのコメントと質問を行い、田中氏が質問に答えた。

[コメント] まず、「田中論文の貢献」として、以下のコメントがあった。

①問題意識が明確で、実務家らしいプラクティカルな視点を重視した政策研究であり、入管法改正による外国人の受入れが急務な日本に示唆を与える、時宜を得た研究である。

②幕末期にまで遡り、出入国管理の起源と今日までの変遷を丹念に文献調査し、歴史的経緯を踏まえた政策立案のプロセスを検討している。

③在日朝鮮人の日本国籍喪失問題、不況時の日系人「再入国」拒否問題、長期收容問題等の事例を詳細に分析し、出入国管理の広範な裁量が「公正性」の観点から問題があることを析出している。

④ ②と③を踏まえて、出入国管理が適切に運用できれば、「国益の追求」と「外国人の人権保障および労働者保護」が両立可能な部分があることを解明し、具体的な解決策を提示している。

次いで、「田中論文の課題」について、以下のコメントがなされた。

①出入国管理行政の歴史に関する記述は、一次関連資料に依拠する部分が少ない。

②研究の素材が、政策立案者の文献や政府資料、国会会議録等に偏重しており、学術的な意味がやや不明確である。

③外国語文献のサーベイが行われておらず、本研究の国際的な位置づけが不明である。

④今後の出入国管理（外国人の受入れ）について検討するのであれば、経験豊富な諸外国の教訓に学ぶ方法もあったのではないか。

[質問と回答] 質問と回答の要旨は、以下の通りであった。

質問① 本研究から析出された教訓を踏まえると、「国益の追求」と「外国人の人権保障および労働者保護」とが両立可能な部分を拡大するにはどうすればよいのか。

回答:桂委員の質問⑤への回答と共通する（「短絡的な国益追及がどのようにして意思決定されていくのか」を掘り下げて研究していくことで方法が明らかになる）と考えている。

質問② 全体を通じて検討してきた結果が、第5章の政策提案のどの部分にどのように生かされ、提案につながっているのか。

回答:総合的な受入れ政策の必要性を示したサイクル図は、第5章までの考察に基づいて自分が作成したオリジナルな図である。また、たとえば、「綿密な将来予測の必要性」という政策提案は、「日系人の再入国を認めない政策」の考察に基づくものである。

質問③ 外国人の受入れそのものに、まだ国民的なコンセンサスがないうちで、具体的にどのような合意形成のプロセスを形成することが有効なのか。

回答:国民への広報が何よりも大切である。出入国管理について理解してもらえるように努めていくべきである。決定までのプロセスも、もっと公開していくべきである。

エ) 出席者からの意見と質問、質問に対する回答

次いで、出席者から質問や意見が出され、質問について回答が行われた。

吉岡真佐樹氏（本学公共政策学部教授）から、今日の国政をめぐる議論で使用されている「国益」と論文の「国益」とでは違いがあるのか、という質問があった。田中氏は、桂委員からの「国益」についての質問に対する回答と同様の回答をした。

長谷川豊氏（本学公共政策学部准教授）から、裁量の行使を制約する「公正」の概念が重要であるという指摘と「公正」をどのように捉えているのかという質問があった。また、「長期収容」における「長期」とはどれくらいの期間を指すのか、国際的な基準と日本とは違いがあるのかという質問があった。田中氏は、「公正」の概念について、「少なくとも、外国人に約束したことを一方的に破棄する措置は公正でないと考える」と回答した。長期収容については、「日本においても国際機関においても、6か月を超える収容を長期収容とするのが一般的である」と回答した。

窪田好男氏（本学公共政策学部教授）から、外国人受入れの「在り方」をテーマにするのであれば、諸外国の出入国管理制度の紹介やそれらと日本の比較を行うべきであった、との指摘があった。

最後に、中島審査委員から、人権保障を倫理的な問題として扱うのではなく、法的な問題として検討すべきであるとの発言があった。

【審査結果の報告】

委員会は、以上の審査委員による論文審査と公開審査を通じて、田中氏の強い問題意識、一貫した論旨と研究の蓄積を確認するとともに、論文は、公共政策学研究科「博士の審査基準」における「博士学位論文の評価の基準」に照らして、博士学位論文に相当するものであると判定した。よって、委員会は、田中氏が博士（公共政策学）の学位に値するものと判断する。